

建設工事等における最低制限価格の見直しについて（お知らせ）

高砂市では、入札・契約制度の公平性・透明性・競争性及び工事品質の確保に向け取り組んでいるところですが、入札・契約制度の更なる向上、適正な契約の履行確保を図るための取り組みとして、下記のとおり見直しを行うこととしましたのでお知らせいたします。

記

1. 見直しの内容

建設工事等における「最低制限価格の算出方法」の見直しを行います。

2. 最低制限価格の算出方法

設計金額に基づき、算出式表中の計算式により最低制限価格を算出します。

（表中の_____は変更部分を示します。）

現行（～令和7年3月31日）	変更後（令和7年4月1日～）
$([\text{直接工事費}] \times 9.2\% + [\text{共通仮設費}] \times 8.5\% + [\text{現場管理費}] \times 8.5\% + [\text{一般管理費}] \times \underline{6.0\%}) \times \alpha$	$([\text{直接工事費}] \times 9.2\% + [\text{共通仮設費}] \times 8.5\% + [\text{現場管理費}] \times 8.5\% + [\text{一般管理費}] \times \underline{6.3\%}) \times \alpha$

- （注）（1）算出式中 α を乗じる前の合計額は、消費税及び地方消費税を含みます。
（2）算出式中の「 α 」は、0.995～1.005の範囲で無作為に抽出した数とします。
（3）算出した最低制限価格の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

3. 実施日

令和7年4月1日以降に契約締結する案件から適用します。